

社会福祉法人謙心会 第25回理事会議事録

1 開催日時

令和5年3月18日 午後4時00分から午後5時30分まで

2 開催場所

栃木県大田原市加治屋83-81

特別養護老人ホームにちにちそう 地域交流スペース

3 理事総数 6人

4 出席した理事の数及び氏名 6人

理事 安藤美代子、井上昌子、鈴木多喜、中井本秀、吉成仁見、増渕則雄

監事 室井敏雄、相澤康子

5 議題

- (1)議案第12号 令和5年度事業計画について
- (2)議案第13号 令和5年度資金収支予算について
- (3)議案第14号 給与規定の一部改正について
- (4)議案第15号 職員就業規則の一部改正について
- (5)議題第16号 臨時職員就業規則の一部改正について
- (6)議題第17号 施設長の選任について
- (7)議題第18号 理事の選任について
- (8)議題第19号 第三者委員の選任について

7 議事の経過及び結果

事務局 理事、監事の皆様方には年度末のお忙しいところ理事会にご出席をいただきありがとうございます。この2年、3年は、新型コロナウイルス感染症により、介護事業の運営や法人の運営に多大な影響をこうむり、その対応に苦慮してきたところであります。当施設のコロナの発生状況ですが、令和4年2月にショートステイで発生し、もとまち、そしてかじやと発生がつづきました。昨年の12月にはふじみのグループホームでの発生があり、入居者9名のうちほとんどが感染してしまいました。幸いなことに重篤になる方はおりませんでした。入居者への面会は自粛となり、行事も施設内だけで縮小しての実施となり、入居者や利用者及びその家族には大変ご迷惑とご不便をおかけしてしまいました。令和5年度からは従来のような施設の運営ができる 것을期待しております。職員一丸となって対応してまいりたいと考えております。又、国の補助金を導入しての事業であります。非常用発電施設整備工事も順調に進み、工事完了後に特養、かじや、ふじみ、もとまちに設置した設備に対する市の完了検査も3月9日に無事終了しております。県の補助金を導入しての照明のLED化の工事、こちらは、かじや、みはら、もとまち、ふじみになりますが、無事終了しております。ただ今の出席理事は、6名であります。定款第28条第1項に規定する理事の過半数を超えておりますので、本日の理事会は、成立しておりますことをご報告いたします。それでは、はじめに安藤理事長からご挨拶をお願いいたします。

理事長 本日はお忙しい中お集まりいただき有難うございます。開催できたことを喜ばしく思います。前回は急な欠席となりましたことをお詫び申し上げます。この度、3月をもって退職となります増渕施設長には、法人の立ち上げからこのようにしっかりと組織にしていただるために大変ご尽力頂きました。多大なる功績を心より感謝致します。今後の不安も大きいですが、新体制の下、若輩者ではありますが、利用者様やご家族様、地域のためにしっかりととしたサービスを提供していきたいと考えております。コロナもまだまだ油断できませんが、感染症対策をしっかりとしながら注意していきたいです。世間は物価高騰などの暗いニュースもありますが、私たちは元気よくやっていきたいと思います。本日は宜しくお願ひします。

事務局 ありがとうございます。

次に、議長選出であります。定款第27条の規定によりまして、議長はその都度選任すると規定されておりますが、本日の理事会の議長につきましては、井上昌子理事にお願いしたいと思いますが、ご賛同いただけますでしょうか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。それでは、井上理事よろしくお願ひいたします。

議長 井上でございます。それでは、しばらくの間、理事会の議長を務めさせていただきますので、皆様のご協力をよろしくお願ひいたします。

議長 それでは議題に入ります。議案第12号 令和5年度事業計画について及び議案第13号令和5年度資金収支予算については関連がありますので一括議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 令和5年度事業計画を別冊のとおり定めたいので、社会福祉法人謙心会定款第33条の規定により、理事会の決議を求めます。又、令和5年度資金収支予算を別紙のとおり定めたいので、社会福祉法人謙心会定款第33条の規定により、理事会の決議を求めます。事業計画については、事務長より説明いたします。

事務局 令和5年度の社会福祉法人謙心会事業計画をご説明申しあげます。新年度も基本方針・基本理念の下、法令を遵守し、地域や行政との連携を図りながら、良質なサービスを職員一丸となって提供していく所存であります。又、評議員の開催は6月、3月に、理事会は6月、10月、3月に、法人監査は5月に実施する予定です。法人全体の新年度目標は、6項目を掲げました。コロナウイルス感染症や物価等の高騰の影響で、今後も厳しい経営状況が予想されますが、営業・広報活動の強化を図りながら各事業所の利用稼動率向上を目指すと共に徹底した無駄の排除に努めてまいります。又、コロナ禍で縮小・中止となっていた各種イベントや地域交流、職場体験や実習生受け入れ、大田原市社会福祉法人連絡会を通しての活動等も積極的に実施・再開していきたいと考えております。「サービスの質の向上・人材育成と人材確保」については、積極的な介護に係る研修を重ね専門知識と技術向上に努めると共に介護福祉士・介護支援専門員・介護士による喀痰吸引・認知症ケア等の資格取得を積極的に支援してまいります。次世代リーダーの育成を図ると共にインセンティブ制度の導入など職員のやる気が向上できるような取り組みを推進してまいります。採用活動においては、高齢者・障害者・外国人などの多

様な人材の確保を目指し、柔軟に働き方が選べ、各種休暇も取得しやすい職場環境や職場風土作りを行ってまいります。ＩＣＴ（情報通信技術）・見守りセンサー・介護ロボット等の導入による効率性の高い業務体制の構築も目指し、ワークライフバランスの実現に向けた取り組みを推進してまいります。その他、災害や感染症等に対する危機管理体制を確立するため、昨年度作成した業務継続計画（ＢＣＰ）に基づいた実践的な研修・訓練を推進します。また、老朽化の進む施設設備を計画的に整備・修繕してまいります。次の事業所名に変更はございませんが、にちにちそみはらの通所介護事業については、地域密着型通所介護への事業変更を現在検討しております。主な変更点としまして、定員が20名から18名に変更となり、利用者対象者も特例を除くと大田原市住民に限定されるようになりますが、それによってより地域と一人一人の利用者に寄り添ったサポートができるようになります。介護報酬においても現在の利用実績で算出すると月額で約50万円のプラスとなります。 続きまして3ページの組織図については、4月1日より新たな体制となります。既に3月1日に内示を行っておりますが、施設長・事務長・各事業所の所長が変更となり、みはらとふじみについては、当面は所長代理としております。4ページに移りまして、支援内容・基本業務についてですが、基本方針は、一人ひとりの個性を尊重した支援、チームケアの実践、地域との関わりを大切にすることの3点であります。介護支援ではユニットケアの更なる推進を目指してまいります。以降、ケアマネジメントの充実、事故防止への取組、身体拘束の廃止、虐待防止、認知症への取組を介護支援の柱として実施してまいります。健康管理については、嘱託医や各医療機関と看護職員等が連携を図りながら進めてまいります。新年度の目標は「感染症予防対策を継続し、コロナ前のような日常生活が送れるようにする」とし、4項目を掲げました。以下、個別機能訓練・医療的ケア・看取りケア・感染症や食中毒及び褥瘡予防については大きな変更はございませんが、現在の支援に満足することなくより質の高いケアを目指してまいります。8ページの栄養・調理業務については、食は最大の楽しみの一つであります。栄養バランスの取れた美味しい食事が提供できるよう、メニューの充実も図り、見ても楽しめるように季節を感じられる工夫なども行っていきたいと考えております。新年度の目標は、コロナ前のような楽しみのあるイベントの実施・再開と希望に応える献立作りをしてまいります。又、物価高騰対策としてフードロスを削減できるように取り組んでまいります。管理・運営につきましては、会議はこれまで同様に管理者・中間管理者・現場の3階層で行い、点在する事業所間での意思統一を図っていきます。委員会活動では、5つの委員会を定期的に開催し、法人全体のニーズや問題解決に取り組んでまいります。職員研修についても、職場内外の研修へ積極的に参加し、職員全体のスキルアップを図ってまいります。防災計画については、防災計画に沿って各種訓練を実施し、有事の際にも冷静に行動できるようにしていきたいと考えております。5として新たに業務継続計画を位置付ました。不足な事態が発生した際にも、事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い時間で復旧できるように努めます。新たに非常用発電設備を整備し、他法人連携として社会福祉法人至誠会と社会福祉法人安寧と協定を締結する予定であります。その連携内容についても業務継続計画に反映し

でまいります。地域交流活動では、家族・地域との交流、ボランティアや実習生の受け入れ等を積極的に取り組んでまいります。広報活動もホームページ内のブログ更新や年4回の広報誌の発行にて、情報の発信に努めてまいります。苦情処理体制につきましても、速やかに適切な対処ができるようにしてまいります。個人情報の保護・法令遵守についても職員に徹底してまいります。情報の公開は介護保険事業者として重要なことになります。既存のシステムを活用し、積極的に実施してまいります。資源の節約もこれまで以上に積極的に取り組み、大田原中学校福祉委員会のリサイクル活動にも協力してまいります。財務管理は、電算処理にて合理的に管理していきます。施設整備につきましては、先送りとなつておりました特養の中庭整備を予定しております。又、ふじみとみはらについては老朽化が進んでいるため、5年以内に整備計画を定めたいと考えております。尚、今年度は補助金を活用し、照明のLED化工事と非常用発電設備の設置工事を実施いたしました。次からは事業所別計画になります。特別養護老人ホームは、開設7年目を迎えます。新年度は、状況を鑑みた感染症対策を実施し、入居者様一人ひとりの自己実現に向けた個別ケアの推進に努めると共に家族や地域との関わりを増やしてまいります。又、安全対策の取り組みを強化し、事故発生ゼロを目指してまいります。又、各ユニットにおいては、前年度の反省を活かして現在の課題を新たな目標として掲げました。各種行事やクラブ活動・ボランティア受け入れ等につきましても、今後の状況を鑑みながら積極的に実施・再開し、入居者の皆様に穏やかで楽しみのある生活を送って頂けるような支援に努めてまいります。尚、運営推進会議につきましても、例年同様に小規模多機能施設のかじやと共同で開催いたします。コロナ禍で書面のみの対応となつておりましたが、今月から集合での開催を予定しております。入居者様やその家族様の意見を反映できる会議にしてまいりたいと考えております。続きまして短期入所生活介護のショートステイですが、本体の特養と同様に7年目を迎えます。新年度も感染症対策を継続しつつ、ご利用者様が楽しめる行事・レクリエーション活動などを企画・実施してまいります。より質の高いケア提供を目指しチームワーク・チームケアの強化に努め、『感謝の気持ち』を伝え合う「ありがとう運動」を実践してまいります。ショートステイは、在宅での生活を支える上で重要なサービスの一つです。利用者様と家族が安心して在宅生活が継続できる柔軟性のある対応を心掛けてまいりたいと考えております。以降は各所長及び管理者から説明させて頂きます。続きましてにちにちそみはらですが、今年度の課題を踏まえ令和5年度は6つの目標を設定し良質なケアを推進できるよう取り組んで参りたいと考えております。感染症に関しては、昨年も全国的にコロナウイルス感染症が流行し施設での感染対策が求められておりますので、継続して感染予防対策に取り組んで行きたいと考えております。その他に昨年9月末まで保険外宿泊サービスを運営しておりましたが、消防法の改正で新たな消防設備の設置が義務化されたことに伴い、施設内で協議した結果、令和4年9月30日を持って廃止する事となりました。続きまして、グループホームのにちにちそみふじみですが、資料のとおり3つの目標を設定しました。令和5年度のふじみの目標の設定にあたっては、コロナ禍という事もあり、令和4年度の目標を十分に達成できたものというの無かったように

感じています。これまでの目標を少し継続しながら設定をしていました。具体的に令和4年度では、1つに笑顔で元気な挨拶を徹底してもらっています。少しでも施設の雰囲気が明るいところという事を誰もが知っていただければと考えています。2つめは個別支援で、その方らしい生活が送れるように考えながら支援にあたってもらいました。3つめには職員のスキルアップという事で専門職としての自覚をもってそれぞれに学習や研修など参加するようにと考えました。令和5年度も以上の事を継続しながら、もっと地域の方や外部の方とのかかわりを大切に過ごしていかなければと思っています。続きまして、小規模多機能型居宅介護事業のにちにちそうちやになります。新年度は3つの目標を掲げ取組んでいきます。特に個別援助計画をしっかりと共有できるようにしていきたいと考えております。理念にある「思いやり」「謙虚な姿勢」「自己研鑽」の実践できるよう言動・行動力を全職員で高い意識を持って取り組んでいきます。グループワークでの研修を通して考える機会を作っていくたいと考えております。又、コロナ禍で停滞していた行事についても季節毎の行事を考え、家族との関係を深められるようにしていきたいと考えております。続きまして、同じく小規模多機能型居宅介護事業のにちにちそうちもとまちになります。前年度目標に対する評価として、昨年末にご利用者、ご家族様から取ったアンケートの結果からみると概ね満足との結果でしたが、その事に満足せずにさらなるサービスの質の向上に努めて行きたいと思います。又、令和5年度の目標としては5月には5類に引き下げられるコロナ感染症については引き続き予防に努めて行きたいと思いますが、ここ2、3年出来なかった地域の交流も積極的に実施したいと考えています。

事務局 事業計画に引き続き、令和5年度資金収支予算についてご説明いたします。3ページの社会福祉事業の収支予算書は法人全体のものになりますので、拠点区分毎に説明いたします。7ページのかじや拠点区分の予算をご覧ください。かじや拠点は、本部、特養、ショート、かじやの小規模多機能施設、デイサービス、居宅介護支援の6つのサービス区分をまとめた予算であります。左側の本年度予算額を中心に説明いたしますのでよろしくお願いします。一番上の行の介護保険事業収入は、3億6千9百5万5千円で、前年度と比較し、1千2百87万6千円の増額計上となっております。特養が約8百万円、デイサービスが1百万円、居宅が3百万円の収入増が大きな要因であります。居宅いわゆるケアマネージャーの収入増は、今年の1月でかきつばたという事業所が閉鎖し、2月からその事業所のケアマネが1名、にちにちそうに勤務しており、事業所の移行に伴い10数人の利用者のケアマネ業務をもって来ているためであります。次の行の居宅介護料収入は、9千2百38万8千円でショートステイとデイサービスの収入で、前年度とほぼ同額であります。ショートが3千5百80万3千円でデイサービスが5千6百58万5千円であります。次の、介護報酬収入は、ショートとデイサービスの介護報酬の約9割分で8千3百39万4千円の計上であります。利用者負担金収入8百99万4千円は、ショートとデイサービスの利用者が負担する介護報酬の約1割分の計上額であります。地域密着型介護料収入2億2百98万2千円は、特養の1億3千2百6万1千円、かじや小規模多機能施設の7千92万1千円で前年度と比較し8百51万円の増額であ

ります。次に、介護報酬収入1億8千2百24万円は、特養とかじやの介護報酬の約9割分あります。2行飛んで利用者負担金収入は、特養とかじやの利用者が支払う約1割分の利用者負担金で2千74万2千円の計上であります。2行飛んで、居宅介護支援介護料収入は、ケアマネ業務に伴う介護報酬で、7百73万6千円で前年度と比較し2百45万9千円の増額計上であります。先ほども説明しましたが、ケアマネの1名増による利用者の10名以上増加によるものであります。次に、利用者等利用料収入6千3百28万1千円は、特養、ショート、かじや小規模、デイサービスの食費、居住費で、前年度と比較し1百37万円の増額計上であります。内訳は、特養が3千7百7万1千円、ショートが1千64万1千円、かじや小規模が1千3百31万6千円、デイサービスが2百25万3千円であります。その他の事業収入2百66万8千円は、職員研修のキャリアアップ助成金1百20万円、高齢者等雇用のハローワークからの助成金50万円などであります。次に、その他の収入2百7万6千円は、職員の給食費の収入、学生等を受け入れときの研修の謝礼金等であります。事業活動収入計は3億7千1百18万6千円で前年度と比較し、1千2百87万6千円の増額であります。次に、8ページの支出をご覧ください。まず、人件費であります。人件費に2億6千6百60万4円を計上いたしました。前年度と比較し、1千88万2千円の増額であります。収入に占める人件費の割合は、71.8%であります。人件費につきましてはもう少し絞り込みたいのであります。どうしても介護離職が続きますので、少し多めの人員配置をしている状況にあります。内訳は、本部が5百21万5千円、特養が1億3千6百88万9千円、ショートが2千9百54万5千円、かじや小規模が5千3百26万4千円、デイサービスが3千3百62万7千円、居宅介護が8百6万4円であります。人件費の内訳は、理事長、理事、監事、評議員の役員報酬5百21万5千円、職員給料の1億2千1百4万円、職員賞与の2千9百5万7千円で夏は1.5か月、冬は2か月。臨時職員は夏0.5か月、冬1か月で計上しており、非常勤職員給与は、賞与分も含め6千4百38万5千円で臨時職員の給与、賞与であります。派遣職員費は、特養に1名、デイサービスに1名配置を予定し、5百16万円の計上で、退職給付は、5百26万5千円で正職員の退職金の積み立てであります。法定福利費は、厚生年金や社会保険の事業者負担分の計上で、3千6百48万2千円の計上であります。次に、事業費でありますが、5千72万8千円で、前年度と比較し5百66万2千円の増額であります。電気料金の値上げ等によるものであります。給食費が1千7百88万円で入居者や利用者の給食の材料費であります。物価の値上がりによる影響を心配しております。介護用品費は、特養の入居者のオムツ代が主で2百58万2千円の計上であります。教養娯楽費は、1百84万5千円で夏祭りや敬老会等の費用であります。水道光熱費は、1千6百35万円で、電気料の値上がり等により約5百万円の増額計上であります。消耗器具備品費は、2百75万円の計上で、保険料が1百60万円、賃借料が1百92万7千円、車輌費が3百98万円で車の燃料費等で約50万円の増額計上であります。次に、事務費支出でありますが、2千4百17万4千円を計上し、昨年度と比較し30万7千円の減額であります。福利厚生費は、2百64万8千円の計上であります。職員互助会への補助金も含まれております。

す。互助会への加入職員は現在94名で、コロナの影響で各種事業が停滞ぎみです。研修研究費は、1百67万円で幹部職員研修、ユニットケア研修、痰の吸引の研修を実施してまいります。事務消耗品費に1百19万円、修繕費に2百40万円、通信運搬費に1百35万円、業務委託費に3百40万9千円を計上しましたが、嘱託医等の費用であります。賃借料に5百50万8千円を計上しておりますが、介護ソフトやパソコンのリース料等であります。土地・建物賃借料に1百89万円の計上であります。支払利息2百65万円は、福祉医療機構と栄銀への借入金の利子であります。事業活動支出計は、3億4千5百87万2千円で次の行の収支差額は、2千5百31万4千円であります。9ページをお願いします。施設整備等による収支は、ショートステイに車の購入を予定し、補助金として2百万円を購入費として2百万円を計上し、設備資金借入金元金償還に1千3百52万4千円を計上しておりますが、福祉医療機構と栄銀への償還額であります(機構へ 2,670,000 8,010,000 栄銀 711,000 2,133,000)。施設整備等資金収支差額は、マイナスの1千5百32万4千円であります。10ページをお願いします。他の活動による収支は、拠点区分間繰入金として、2百万円を計上し、これはもとまちからの繰入で特養分であります。サービス区分間繰入金は収入と支出はゼロなり、拠点区分の予算には計上されておりませんが、本部に6百万円計上しこれは、かじやとみはらからそれぞれ3百万円、特養に1千7百万円で、ショートから4百万円、かじやから6百万円、みはらから7百万円を計上しております。当期資金収支差額は、1千1百60万円で当期末支払資金残高は、5千2百11万円であります。次に、ふじみ拠点区分の予算につきまして、ご説明いたします。11ページをご覧ください。ふじみ拠点区分は、ふじみのグループホームともとまちの小規模多機能施設の予算であります。始めの行の介護保険事業収入は、1億2千2百63万円で前年度と比較しマイナスの11万3千円であります。ふじみが4千3百47万5千円で、もとまちが7千9百15万5千円であります。地域密着型介護料が9千9百2万7千円の計上であります。介護報酬収入が介護報酬の約9割で8千9百15万6千円となり、利用者負担金収入が介護報酬の約1割分で9百87万1千円であります。利用者等利用料収入が2千3百60万3千円でふじみが1千28万7千円、もとまちが1千3百31万6千円であります。利用者が負担する食費と居住費であります。他の利用料収入2百16万3千円は、ふじみの利用者が負担する光熱費、もとまちの洗濯代等であります。その他の収入1百18万3千円は、職員の給食費等であります。事業活動収入計は、1億2千3百83万3千円となります。12ページをご覧ください。支出の人物費であります、8千46万9千円を計上し、前年度と比較し、2百40万1千円の減額計上であります。収入に占める人物費の割合は、65.0%であります。職員給料に2千3百64万円を、職員賞与に5百25万円を、非常勤職員給与に3千9百43万円を、退職給付に94万5千円を、法定福利費は社会保険等の事業者負担分であります、1千1百20万4千円を計上いたしました。次に、事業費支出に1千7百54万6千円を計上いたしましたが、前年度と比較し、2百31万9千円の増額であります。電気料金の値上げが主な要因であります。給食費に6百55万3千円を水道光熱費に5

百70万円を計上いたしました。事務費支出に7百33万8千円を計上しました。修繕費に2百万円を計上したいが、ふじみに1百万円、もとまちに1百万円の計上であります。賃借料に1百34万1千円を計上しましたが、介護ソフト、パソコン等のリース料であります。土地・建物賃借料に88万8千円を計上いたしました。事業活動支出計が1億5百89万3千円で事業活動資金収支差額は、1千7百94万円であります。14頁をお願いします。拠点区分間繰入金支出に2百万円を計上しましたが、特養への繰り出しであります。下から3行目であります、当期資金収支差額合計が1千5百74万円で当期末支払資金残高は3千8百65万6千円であります。なお、参考までにサービス区分毎の予算も資料として添付しておりますので、参考にご覧ください。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。何かご質問があればお願いしたいと思います。

(特に何もなしとの声)

議長 質問もないようでありますので、お諮りいたします。議案第12号については、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第12号令和5年度事業計画については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第13号については、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第13号令和5年度資金収支予算については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第14号給与規程の一部改正について議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 紙与規程の一部改正について、別表第3の初任給基準表を見直すため、紙与規程の改正をしたいので、社会福祉法人謙心会定款第25条の規定により、理事会の決議を求めます。議案第14号給与規程の一部改正につきましてご説明いたします。17頁の新旧対照表をご覧ください。別表第3 初任給基準表を見直すものであります。高校卒業者を雇用するにあたりまして、高卒者の初任給が基準ですと2等級6号給で148, 300円でありますが、これを2号給上げて2等級8号給の150, 700円に、さらに、介護職員処遇改善支援補助金制度（現在は、介護職員等ベースアップ等支援加算になっている。）の創設により、全職員に対して3号給上げて対応したことを考慮し、あわせて5号給のアップが実質的には行われておりますので、全職種統一して5号給アップの初任給に改正するものであります。新旧対象表をご覧ください。なお、事務員だけが低い水準になっていますが、今回の見直して格差を解消しております。改正後は 高卒2等級11号給で154, 600円、短大卒2等級18号給で164, 600円、大卒2等級26号給で177, 600円となりますが、他の職業の初任給に比較し、まだまだ低

い水準にあります。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。何かご質問があればお願いしたいと思います。

(特に何もなしとの声)

議長 質問もないようありますので、お諮りいたします。議案第14号については、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第14号給与規程の一部改正については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第15号職員就業規則の一部改正について議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

事務局 主任及び副主任を置くことができる職員の職種及び年次有給休暇の規定について見直しをするため、職員就業規則を改正したいので、社会福祉法人謙心会定款第25条の規定により、理事会の決議を求めます。20頁の新旧対照表をご覧ください。まず、第5条の改正ですが、現行では、生活相談員には主任、副主任を置くことができませんので、改正しまして、生活相談員にも置くことができるよう改訂いたします。また、平成31年4月の改正において、第35条の年次有給休暇の付与する基準日を4月1日といたしましたが、第35条第1項において、勤務して6か月経ちますと10日の年次有給休暇が付与されその後、1年経過しますと、新たに11日付与され、6年6か月で20日の年次有給休暇が付与されることになります。改訂により4月1日を付与する基準日としましたので、4月採用者は10月に付与されさらに6月経過時点の4月1日に調整した日数を付与しております。ところが9月採用者は6月経過の3月に付与され、1月後の4月に再度、付与されることになり、採用月によって付与するための調整も複雑になりますので、今後は、第35条第1項の規定により、6か月経過、1年6か月経過、2年6か月経過した時点で付与するという方法に統一することにし、個人ごとに管理するのが大変になることも予測されますが、従来の方法に戻す改訂であります。なお、この方法による年次有給休暇が付与される職員及び臨時職員は、令和5年度に採用された職員から対象にすることといたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。何かご質問があればお願いしたいと思います。

中井理事 令和5年度に採用された職員から適用するとの説明があったが、従前の職員に誤解を生むことに繋がるのではないか。附則に追加した方がよいのではないか。

事務局 ご指摘の通りです。中井理事から令和5年度に採用された職員から適用するとの説明があったが、経過措置に関する規程を設けるべきではないかとの質問があり、附則に「1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。2 この規則施行際に改正前の職員就業規則第35条第13項の規定により、4月1日を基準日として年次有給休暇を付与されたものについては、従前通り4月1日を基準日として年次有給休暇を付与する」と追加することで理事会の承認をいただきたいと思います。

中井理事 私の経験の中で実際にトラブルになったこともあったので、その方が良いと思います。

議長 他にご質問があればお願ひしたいと思います。

(特になしとの声)

議長 他に質問もないようありますので、お諮りいたします。議案第15号については、原案の一部を修正し、経過措置に関するする規程を追加することとして、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第15号職員就業規則の一部改正については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長 次に、次に、議案第16号臨時職員等就業規則の一部改正について議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

事務局 年次有給休暇の規定について見直しをするため、臨時職員就業規則を改正したいので、社会福祉法人謙心会定款第25条の規定により、理事会の決議を求めます。第34条の年次有給休暇の付与に関する改正でありますて、議案第15号で説明しました、職員就業規則の第35条の改正と同じでありますので、説明を省略いたします。尚、先程の中井理事からのご指摘に伴い、臨時職員等就業規則についても、附則に「1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。2 この規則施行際に改正前の職員就業規則第35条第13項の規定により、4月1日を基準日として年次有給休暇を付与されたものについては、従前通り4月1日を基準日として年次有給休暇を付与する」と追加することで理事会の承認をいただきたいと思います。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。何か、ご質問があればお願ひしたいと思います。

(特に何もなしとの声)

議長 質問もないようありますので、お諮りいたします。議案第16号についても、原案の一部を修正し、経過措置に関するする規程を追加することとして、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第16号職員就業規則の一部改正については、原案の一部を修正して承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第17号 施設長の選任について議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

事務局 令和5年3月31日をもって施設長から辞任の申し出があったので、次の者を新たな施設長に選任するため、社会福祉法人謙心会定款第23条第2項の規定により、理事会の決議を求めます。現施設長の増渕則雄から3月31日をもって辞任したい旨の申し出だったので、施設長に現事務長安藤一弘氏を選任したいので、原案の通りご承認くださいますようお願い申し上げます。26ページをご覧ください。安藤一弘氏の経歴であります。平成9年3月に大田原高校を平成13年3月に中央学院大学商学部を卒業しております。平成13年4月に朝日ソーラー株式会社に就職し、半年後に地元大田原市に

戻り、特定非営利活動法人にちにちそうのふじみの職員として採用され、平成16年4月にデイサービスの生活相談員に平成19年4月に施設長、平成23年3月に居宅介護支援事業の管理者に平成28年10月に社会福祉法人の設立とともに、法人の職員になり、ケアマネージャー業務と特養開設準備室の職員となり、平成29年4月に事務長になって、施設長を補佐しながら現在に至っております。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。何かご質問があればお願いしたいと思います。

(特に何もなしとの声)

議長 質問もないようありますので、お諮りいたします。議案第17号については、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第17号施設長の選任については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第18号理事の選任について議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

事務局 社会福祉法人謙心会の役員（理事及び監事）は、評議員会の決議により選任することになりますが、令和5年3月31日をもって1名の理事から辞任の申し出があったので、理事会として次の者を理事に選任することについて、理事会の決議を求めます。現理事の増渕則雄から3月31日をもって辞任したい旨の申し出があったので、理事に安藤一弘氏を選任したいので、原案の通りご承認くださいますようお願い申し上げます。尚、任期は前任者の残任期間となります。令和5年4月1日から令和5年の定時評議員会の終結の時までとなります。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。何かご質問があればお願いしたいと思います。

中井理事 施設長が理事にならないといけないと決まっているのか。

事務局 はい。社会福祉法で法人が施設を設置している場合は、その施設の管理者が選任させていなければならぬとなっております。

中井理事 分かりました。理事の選任は評議委員会で決議することとなっていると思いますが。

事務局 その通りであります。そのため理事会では承認を頂き、今月の24日に開催する評議委員会で決議して頂く予定です。

中井理事 分かりました。

議長 他にご質問があればお願いしたいと思います。

(特になしとの声)

議長 他に質問もないようありますので、お諮りいたします。議案第18号については、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 議案第18号理事の選任については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第19号第三者委員の選任について議題といたします。提案理由の説明を

お願いします。

事務局 利用者の立場や特性に配慮し苦情の解決に当たるため、第三者委員の選任について社会福祉法人謙心会第三者委員会規程第2条の規定により、理事会の決議を求める。今も第三者委員に選任されております。上木氏、西塚氏、関谷氏のご3人を引き続き第三者委員に選任したいと思いますので、ご承認くださるようお願い申し上げます。なお、任期は令和5年7月1日から令和7年6月30日までとなります。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。何か、ご質問があればお願いしたいと思います。

中井理事 再任ということですか。

事務局 はい。その通りです。

議長 他にご質問があればお願いしたいと思います。

鈴木理事 人数は決まっているのか。また、同地区で選任されているのには何か理由があるのか。

事務局 第三者委員は3名としています。幸いにも委員会を設置後、ここまで委員会が開催となるような苦情がないため、再任とさせていただきたいと考えました。近い地域の方が多い理由としては、この辺りの状況が分かっている方達を選んでおります。

鈴木理事 分かりました。

議長 他にご質問があればお願いしたいと思います。

(特になしとの声)

議長 他に質問もないようありますので、お諮りいたします。議案第19号については、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 議案第19号第三者委員の選任については原案のとおり承認することに決定いたします。

議長 以上で、本日予定した議事は、すべて終了いたしました。次に、その他に移りますが、吉成理事 コロナ対応についてお聞きします。徐々に規制が緩和される中で、法人として面会基準の緩和などを考えているのか。

事務局 行政からの通達に従って、弾力的に行なっております。

吉成理事 そうですか。軽症化している一方で、ワクチン接種が進んでいない面もあり、今後も小さなクラスターになる所があるなど対応に苦慮すると思います。ワクチン接種が有効であるという実績もあるので、次のワクチン接種もできるだけ早く進めた方が良いと思います。

事務局 引き続き、ワクチン接種は積極的に進めていく考えであります。

議長 他に皆さんから何かございましたら、お願いしたいと思います。

(特になしの声)

議長 それでは、事務局からお願いします。

事務局 社債の購入についてですが、昨年の8月に第31回株式会社三菱フィナンシャルグループ無担保社債を購入いたしました。前回同様に栄銀 TT証券株式会社から条件の良い第5回ソフトバンクグループ株式会社無担保社債の購入についての照会があり、

検討いたしました。2月に2千万円購入いたしました。既発債でありますと、償還日が2056年6月であります。3年後に償還の見込みであり、約3年間保有する予定であります。購入金額20,000,000円、利率2.75% 年約550,000円の利子がつき6月と12月に入ってきます。以上ですが、併せて7千万円ほど購入しましたので、今後は預金で保有していきたいと考えております。

次に災害時応援協定の締結についてですが、BCPいわゆる業務継続計画・事業継続計画とも言いますが、社会福祉法人謙心会といたしましては、事業所毎に作成し、お手元に特養の業務継続計画をお渡ししましたが、その中に市内の法人との間に災害時応援協定を締結する旨の記載をしております。本来ですと昨年の秋以降に晴風園、山百合荘とにちにちそうで協議し、締結の方向で検討に入りましたが、各法人ともコロナが発生してしまい、協議できないまま3月を迎えていました。協定書の第2条に応援の内容が規定されておりまして、5項目の応援内容となっております。1つに職員の派遣、2つに生活必需品の提供、3つに避難、収容のための施設の提供、4つに資機材及び物資の提供、5つに施設の長から特に要請のあったものと規定されております。その他に応援要請の手続き、応援の実施、自主応援、応援費用の負担区分等が協定に盛り込まれております。このような内容で3月20日に3法人が協議し、協議が整えば協定を締結したいと考えております。業務継続計画について簡単にご説明させていただきます。業務継続計画には、新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画いわゆる感染症発生時のものと自然災害発生時におけるものの2種類あります。それぞれの事業所毎に作成することになっております。特別養護老人ホームの業務継続計画をお手元にお配りさせていただきました。感染症発生時の計画は、総則、平時からの備え、初動対応、感染拡大防止体制確立の内容を記載しております。自然災害時における業務継続計画の中には、他施設との連携協定の締結の定めがあり、締結に向けての協議を実施してまいります。計画の中身は、総論があり、基本方針等を含めて、4つの項目が記載されております。次に、平常時の対応として、9項目が、緊急時の対応として10項目が他施設との連携に、2項目 地域との連携に2項目、その他に通所サービス固有事項、訪問サービス固有事務、居宅介護支援サービス固有事務等が計画されています。理事・監事の皆様には、業務継続計画が定められていることをご承知おきいただければと思います。業務継続計画が機能しないのが何よりであります。新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画につきましては、当法人の事業所でも発生しましたので、計画に沿って対応をしているところでありますが、今年の5月にコロナが第2類から第5類になりますと、計画の内容も変更になるのかどうか、現段階では未定であります。

次に100%国庫補助金で整備できる、非常用発電装置につきましては、特養に3KWの発電設備を3基、かじやに1基、もとまちに1基、ふじみに1基を設置いたしました。令和4年5月に大田原市に整備計画書を提出し、11月に補助金の交付申請を行い、1月5日開催の理事会において承認をいただき、11月14日入札を執行し、12月20日から工事に着手いたしました。請負業者は群馬県太田市にある石川建設（株）であります。工事も順調に進み、2月18日にはほぼ完了し、3月9日に市と当法人による

完了検査を実施し、その日の午後に取扱説明会を開催いたしました。3月9日付けで実績報告書を市に提出しており、3月末には、補助金の受け入れ、その後に業者への支払いとなります。請負金額は、特養が15,180,000円、3KWの発電機を3基設置、かじやが6,270,000円 3KWの発電機を1基設置、もとまちが6,270,000円 3KWの発電機を1基設置、ふじみが6,545,000円 3KWの発電機を1基設置以上が非常用発電設備整備工事の概要と経過であります。

次に、照明のLED化工事についてであります。栃木県の省電力設備導入緊急支援事業を導入して、照明のLED化工事を施工いたしました。工事は、かじや、みはら、もとまち、ふじみの4事業所であります。9月30日に県に補助金交付申請をし、11月5日の理事会で承認をいただき、14日に入札の執行をしました。請負業者は宇都宮市に本社がある株式会社美工電気で、請負金額は、3,135,000円であります。令和5年1月18日には、ほぼ工事も完了し、2月2日付けにて実績報告書を県に提出しております。工事代金の支払いは、2月28日に完了しております。これから、県の補助金が交付されます。以上で説明を終わります以上で説明を終わります。

議長 事務局からの説明がありました、何かご質問はございませんか。

(特に何もなしとの声)

議長 質問もないようでありますので、これをもちまして議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

閉会（午後5時30分）

以上の議事の顛末を記録し、これを証するため署名押印する。

令和5年 3月 27日

議長 井上 昌子 
理事名 吉成 仁見 
理事名 伊井 庄秀 
理事名 鈴木 多喜 
理事名 宇藤 美代子 
理事名 増沢 则雄 

監事名 宮井敏雄



監事名 相澤康子



